

**企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」**

企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成 20 年 3 月 31 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 21 号</b> <b>「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」</b></p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 31 日 <u>改正平成 23 年 3 月 25 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 21 号</b> <b>「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」</b></p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>14. <u>平成 20 年公表の本適用指針（以下「平成 20 年適用指針」という。）の適用時期は、会計基準と同様とする。</u></p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>適用時期等</b></p> <p>14. 本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</p>
<p>15-2. <u>平成 23 年改正の本適用指針（以下「平成 23 年改正適用指針」という。）は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>16. <u>平成 20 年適用指針は、第 149 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>16. 本適用指針は、第 149 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</p>
<p>16-2. <u>平成 23 年改正適用指針は、第 221 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><b>結論の背景</b></p>	<p><b>結論の背景</b></p>

改正後	改正前
<p><b>開 示</b></p> <p>30. <u>(削 除)</u></p>	<p><b>開 示</b></p> <p><b><u>(四半期財務諸表における注記)</u></b></p> <p>30. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)第 19 項(21)及び第 25 項 (20) で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、資産除去債務が前年度末と比較して著しく変動している場合には、その簡潔な説明及び変動額の内訳を記載することが考えられる。なお、会計基準の適用開始による資産除去債務の変動については、その影響が重要であれば、「重要な会計処理の原則及び手続についての変更」(四半期会計基準第 19 項(2)及び第 25 項(1))として注記を行うこととなる。</u></p>
<p>30-2. <u>平成 23 年改正適用指針では、平成 23 年の企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」の改正に伴い、四半期財務諸表における注記を定めた第 30 項を削除した。</u></p>	<p>(新 設)</p>

以 上